

# 独立行政法人会計基準の現状について

平成23年7月29日  
総務省行政管理局

# 1. 独立行政法人制度概要

---

## ○ 独立行政法人とは(独立行政法人通則法第2条)

●独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)(抜粋)

第2条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要がないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

## ○ 平成23年7月現在: 104法人

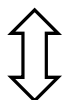
## ○ 独立行政法人の財務及び会計

- ・ 独立行政法人の会計制度は「原則として企業会計原則によるものとする」とされている。(独立行政法人通則法第37条)
- ・ 独立行政法人は、毎事業年度、財務諸表(貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書)を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。(独立行政法人通則法第38条)
- ・ 独立行政法人通則法及びこれに基づく政令に規定するもののほか、独立行政法人の財務及び会計に関し必要な事項は、主務省令で定める。(独立行政法人通則法第50条)

## 2. 独立行政法人会計基準①

### ○ 独立行政法人会計基準の位置づけ

- ・ 独立行政法人の会計制度は「原則として企業会計原則によるものとする」(独立行政法人通則法第37条)



- ・ 企業会計原則では想定されない、独立行政法人特有の制度や財務構造の特性を考慮した会計処理を包括的に定めたもの

※ 独立行政法人の業務は「公共的な性格を有し、利益の獲得を目的とせず、独立採算性を前提としない」ものであり、その業務主体である独立行政法人が採用する会計制度は民間における企業会計そのままではなく、「特殊性を考慮して必要な修正を加える」

※ 会計専門家を交えて細目について「必要な研究を行う」

●中央省庁等改革の推進に関する方針(平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部決定)(抜粋)

#### 17. 財務諸表

- (3) 独立行政法人の会計基準は企業会計原則によることを原則とするが、公共的な性格を有し、利益の獲得を目的とせず、独立採算制を前提としない等の独立行政法人の特殊性を考慮して必要な修正を加えるものとする。そのため、会計専門家を交えて細目について必要な研究を行うものとする。
- (4) 独立行政法人に共通に適用される包括的かつ詳細な規定や、各独立行政法人の多様性を考慮し、これを補う内容等の基準を、主務省令等で措置する。当該主務省令等においては、上記(3)の必要な修正を含むものとする。

- ・ 「独立行政法人会計基準研究会」が開催され、その成果として、平成12年2月16日に「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」として会計基準を設定

## 2. 独立行政法人会計基準②

### ○ 各独立行政法人での取扱い

(個別例)

●独立行政法人情報通信研究機構の業務(通信・放送開発金融関連業務を除く。)に係る財務及び会計に関する省令  
(平成16年総務省令第69号)(抜粋)

(会計の原則)

第1条 独立行政法人情報通信研究機構(以下「機構」という。)の行う業務(中略)に係る会計についてはこの省令の定めるところにより、この省令に定めのないものについては一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

2 (略)

3 平成11年4月27日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として公表された基準(以下「独立行政法人会計基準」という。)は、この省令に準ずるものとして、第1項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする。

- ・ 独立行政法人会計基準で明確になっていない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従う。

### ○ 独立行政法人会計基準の改訂

- ・ 独立行政法人会計基準は、平成14年7月から、総務省の「独立行政法人会計基準研究会」と、財務省の「財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会」との共同ワーキング・チームにおいて、経営学の研究者や会計専門家などの参加を得て、随時改訂を検討。

### 3. 独立行政法人会計基準の基本的な考え方

---

#### ○ 独立行政法人会計基準の一般原則

- (1) 真実性の原則
- (2) 正規の簿記の原則
- (3) 明瞭性の原則
- (4) 重要性の原則
- (5) 資本取引・損益取引区分の原則
- (6) 継続性の原則
- (7) 保守主義の原則

#### ○ 独立行政法人の財務諸表の体系

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益計算書
- (3) キャッシュ・フロー計算書
- (4) 利益の処分又は損失の処理に関する書類
- (5) 行政サービス実施コスト計算書(※)
- (6) 附属明細書

※企業会計に追加されたもの

## 4. 独立行政法人会計基準固有の会計処理

---

○ 独立行政法人の制度上の特性(利益を目的とせず、独立採算制を前提としない)に応じて、企業会計原則に必要な修正

- ① 運営費交付金の会計処理
- ② 施設費の会計処理
- ③ 補助金等の会計処理
- ④ 事後に財政措置が行われる特定の費用に係る会計処理
- ⑤ 寄付金の会計処理
- ⑥ サービスの提供等による収益の会計処理
- ⑦ 特定の償却資産の減価に係る会計処理
- ⑧ 賞与引当金に係る会計処理
- ⑨ 退職給付に係る会計処理
- ⑩ 債券発行差額の会計処理
- ⑪ 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理
- ⑫ 法令に基づく引当金等
- ⑬ 信用の供与を主たる業務としている独立行政法人における債務保証の会計処理
- ⑭ 退職共済年金に係る共済組合への負担金の会計処理
- ⑮ 毎事業年度の利益処分
- ⑯ 中期目標の期間の最後の事業年度の利益処分
- ⑰ 目的積立金を取り崩す場合の会計処理
- ⑱ 不要財産に係る国庫納付等に伴う資本金等の減少に係る会計処理
- ⑲ 不要財産に係る国庫納付等に伴う譲渡取引に係る会計処理

## 5. 独立行政法人会計基準固有の会計処理例

---

### ○ 運営費交付金の会計処理<独立行政法人会計基準第81>

- ・ 国から独立行政法人制度特有である運営費交付金を受けた場合、その時点ではまだ実施すべき業務を行っていないため、今後業務を行うべき責務があるものとして一旦その全額を負債計上し、業務の進行に応じて収益に振り替えるなど、業務に要した費用と対応させた損益計算を実施。

- ⇒ ◎ 通常の業務運営においては損益ニュートラル  
◎ 運営費交付金の適切な収益化により、効率的業務運営が行われた場合は、損益計算の差額として利益が発生

### ○ 特定の償却資産の減価に係る会計処理<独立行政法人会計基準第87>

- ・ 独立行政法人が保有する償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されていないものとして主務大臣により特定された資産については、当該資産の減価償却相当額は、損益計算上の費用には計上せず、資本取引(資本剰余金の減額)を実施。

- ⇒ ◎ 投下資本の回収が予定されない資産と関連する損益(減価償却)を損益外処理

## 6. 独立行政法人会計基準の主な改訂経緯

---

---

- 平成12年 2月16日:独立行政法人会計基準の設定
  
- 平成15年 3月 3日:会計基準の改訂
  - ・特殊法人等から独立行政法人化された法人への会計基準措置等に伴う基準改訂
  
- 平成17年 6月29日:会計基準の改訂
  - ・固定資産の減損会計基準の設定等
  
- 平成19年11月19日:会計基準の改訂
  - ・会社法の施行等に伴う基準改訂
  
- 平成22年 3月30日:会計基準の改訂
  - ・企業会計基準の改正(資産除去債務に係る会計処理など)等に伴う基準改訂
  
- 平成22年10月25日:会計基準の改訂
  - ・独立行政法人通則法の一部改正(不要財産の国庫納付)等に伴う基準改訂
  
- 平成23年 6月28日:会計基準の改訂
  - ・企業会計基準の改正(会計上の変更及び誤謬の訂正など)等に伴う基準改訂



## 7. 最近の国際会計基準(IFRS)への対応

---

---

### ○ 企業会計原則……国際会計基準(IFRS)とのコンバージェンスに伴う改正

- ・ 独立行政法人の会計制度は「原則として企業会計原則によるものとする」(独立行政法人通則法第37条)
- ・ 独立行政法人特有の制度や財政構造の側面から、改正された企業会計基準の適用を検討(総務省「独立行政法人会計基準研究会」及び財務省「財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会」において検討。※実質的には、研究会及び部会から構成する共同ワーキング・チームで詳細が検討。)

← 独立行政法人会計基準に規定されない基準は、企業会計基準が自動適用

### ○ 検討結果(適用状況)

#### □ 適用した企業会計基準(一部修正適用も含む。)

- ・ 金融商品の時価等の開示に関する注記
- ・ 賃貸等不動産の時価等の開示に関する注記
- ・ 資産除去債務に関する会計基準

#### □ 適用をしなかった企業会計基準

- ・ 会計上の変更及び誤謬の訂正(企業会計基準第24号)  
→ 独立行政法人の国庫納付制度との関係から、導入は困難。

## 8. 独立行政法人会計基準の現状

---

---

- 独立行政法人の抜本的見直し(内閣官房にて検討中)
  - ・ 制度の見直し結果を踏まえた会計基準の設定又は現行会計基準の抜本的見直し